

結婚新生活を応援します！  
結婚新生活支援事業

問 企画政策課政策推進係 ☎95-9865

これから夫婦として新生活をスタートする世帯に、結婚に伴う新生活の費用を支援します。詳しくはホームページを確認してください。

**対** 以下を全て満たしている世帯

- ・2025年1月1日以降に婚姻届けを提出し受理された世帯 ・夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- ・夫婦の所得の合計が500万円未満の世帯

**対象費用** 令和7年度に支払いした費用

- ・新居の購入費又は建築費
- ・新居の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料（家賃、共益費については上限3ヶ月分まで）
- ・新居のリフォーム費用 ・新居への引越費用

**補助額** 夫婦共に29歳以下…最大40万円  
夫婦共に39歳以下…最大20万円

**申請期間** 2026年3月31日(火)まで



## 市・県民税の減免

問 税務課市民税係 ☎95-9878

以下のいずれかの条件に該当する人は、令和7年度の市県民税が減免になります。

①2025年1月2日以降に死亡した納税義務者のうち、2024年中の合計所得金額が500万円以下の人（市県民税全額減免）

②2025年中の所得が2024年中の所得より著しく減り、生活が困難になった人（市県民税所得割額の2分の1減免）

**対** 2024年中における合計所得金額が500万円以下で同一生計配偶者又は扶養親族がいる人で、次の理由により2025年中の合計所得金額見込みが2024年中の合計所得金額の2分の1以下に減少すると認められる人

	必要書類
負傷、疾病により長期間（90日以上）働けない状態の人	医師の診断書
失業した人（定年や自己の都合による退職は該当しない）	雇用保険受給資格者証、会社が発行する退職証明書（住所、氏名、生年月日、雇用期間、退職理由の詳細を記載）、解雇・雇止通知書など
倒産した人	倒産の分かる書類など

③2024年12月31日時点で勤労学生で以下に該当する人（市県民税全額減免）

**対** 自己の勤労に基づく給与所得などがあり、合計所得金額が75万円以下で、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の人

※勤労学生の対象となる学校については問い合わせてください。

**必要書類** 2024年12月31日時点で学生であることを証明する書類

## ▼注意

- ・減免の対象となる市県民税は、納期限未到来分で未納分に限りません。既に納期限が到来したものや納付したものは、減免の対象となりません。該当する人は、納期限前で納付前までに必ず申請してください。
- ・令和6年度から、森林環境税（国税）が個人に対して年額1,000円課税されています。森林環境税については上記の条件ごとに免除規定が異なり、②のみ免除の対象となる場合があります。